

令和5年（2023年）7月

生活保護法 指定医療機関 各位

姫路市 生活援護室

生活保護法指定医療機関の申請等の簡素化について

平素は、本市の生活保護行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年7月1日より「生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」が施行されました。これまでは健康保険法による保険医療機関等の申請等を近畿厚生局に、生活保護法による指定医療機関の申請等を姫路市生活援護室に、別々に申請等が必要でしたが、令和5年7月1日より、生活保護指定医療機関に係る申請等を同時に行う旨を近畿厚生局に届け出た場合は、姫路市への申請等が不要となります。詳細は裏面のリーフレットをご覧ください。

以下、申請等の簡素化にあたり、ご留意いただきたい点についてお知らせいたします。

- ・生活保護法の申請等も同時に行う場合は、近畿厚生局への申請等の際に「生活保護法の指定医療機関の〇〇を併せて行う」欄（〇〇は申請等の名称です）を忘れずにチェック（☒）してください。この欄のチェックがない場合は、別途、姫路市生活援護室へ指定医療機関の申請等が必要となります。
- ・「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約」欄につきまして、欠格事由に該当しない場合は、この欄に忘れずにチェック（☒）してください。この欄のチェックがない場合は、別途、姫路市生活援護室へ誓約書をご提出いただく場合があります。
- ・近畿厚生局に申請等をされた後、姫路市にデータが届くまでしばらく時間がかかります。特に廃止・開設を伴う遡及申請の場合等については、生活保護法の指定の決定までに時間がかかる場合がありますのでご注意ください。
- ・保険医療機関等としての指定期間と生活保護法指定医療機関としての指定期間が大きく乖離する場合は、これまでどおり姫路市生活援護室に指定医療機関の指定更新申請が必要です。
- ・廃止・開設の手続きとならない、所在地の一部変更（区画整理など）の場合の変更の届出につきましては、近畿厚生局を経由しての姫路市生活援護室への届出はできません。近畿厚生局とは別に、姫路市生活援護室に変更届をご提出ください。
- ・生活保護法指定医療機関の指定の申請にあたり、届出事項が一部変更となり、病院若しくは診療所又は薬局の開設者及び管理者については氏名のみの届出となりました。生活保護法に基づく開設者住所・管理者住所等の変更届は不要となります。（健康保険法による届出は近畿厚生局にご確認ください）
- ・姫路市生活援護室への届出様式は姫路市ホームページにて公開しております。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000001346.html>)

お問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市健康福祉局 生活援護室 医療担当

電話 079-221-2100

令和5(2023)年7月から **生活保護法に基づく**
指定医療機関の申請・届出が簡素化されます

これまでの手続き

保険医療機関等の申請等は地方厚生局等へ、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は都道府県等へ、それぞれ提出することとされていました。

令和5(2023)年7月からの手続き

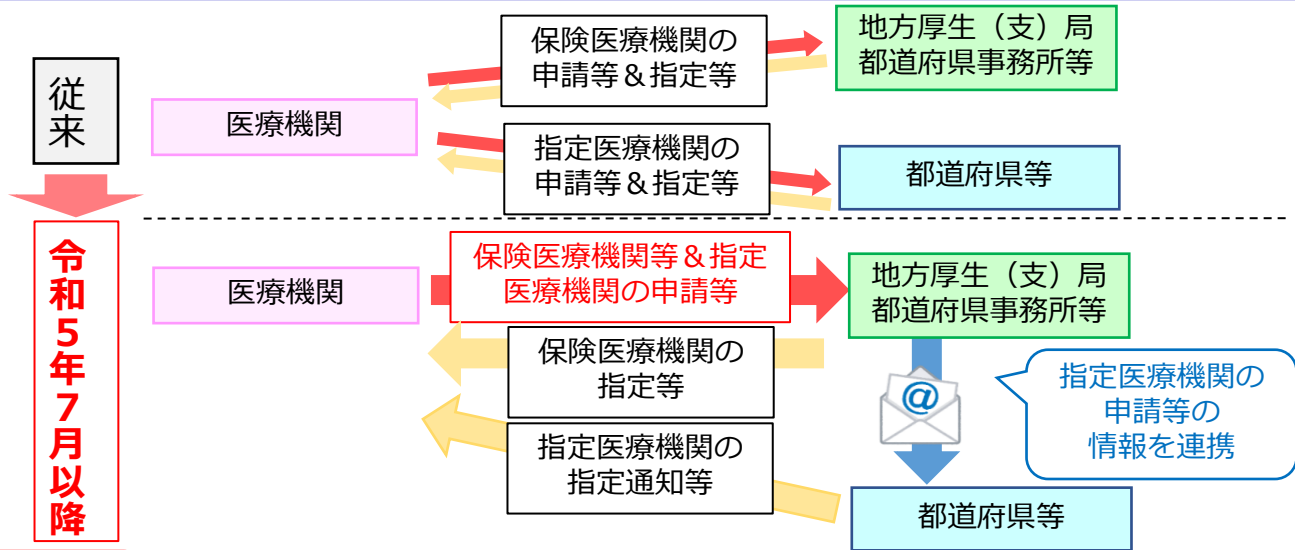
- ・ 指定医療機関の申請等（新規指定申請、更新申請、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申出）を、医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所等を経由して都道府県等に提出することが可能になります。
- ・ 保険医療機関等の申請等の様式と指定医療機関の申請等の様式を統合し、1枚で2つの申請等を兼ねることが可能になります。

⇒**保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、1枚の様式で、地方厚生（支）局都道府県事務所等に提出できるようになります。**

※保険医療機関等の申請等をオンラインで行う場合は、指定医療機関の申請等も併せてオンラインで行うことができるようになります（新規指定申請を除く）。

保険医療機関等電子申請・届出等システムの利用開始にあたり、ID/PWの発行が必要となります。

申請先は、ヘルプデスク担当 ID/PW発行窓口（h-insurance-apply@am.nttdata.co.jp）になります。



注意点

- ・ 訪問看護ステーション、指定介護機関、指定施術機関は対象外です。
- ・ 引き続き、保険医療機関等の申請等と別に、指定医療機関の申請等を直接都道府県等に提出することも可能です。
- ・ 地方厚生局等に提出する場合でも、引き続き生活保護法に基づく指定や取消等の処分は都道府県知事等が行います。生活保護法に基づく申請等に関する詳細は、都道府県等にお問合せください。